

川越市市営住宅条例の一部改正（素案）

平成24年1月
建設部 建築住宅課

1 改正の内容

○同居親族要件に関する改正

これまで公営住宅法施行令に規定されていた、特に居住の安定を図る必要がある者について単身入居が可能な旨の規定を条例に措置するため、入居者資格について定めている条例第5条を改正しようとするものです。本改正を行うことにより、公営住宅法が改正されても、入居者資格は従来と変わらないこととなります。

なお、特に居住の安定を図る必要がある者については、以下のとおりを予定しています。

- ・ 60歳以上の者
- ・ 1～4級に該当する身体障害者
- ・ 1～3級に該当する精神障害者
- ・ ㊤、A、B、Cに該当する知的障害者
- ・ 障害の程度が「恩給法」別表第1号表ノ2の特別項症から第6項症まで又は別表第1号表ノ3の第1款症に該当する戦傷病者
- ・ 認定を受けている原子爆弾被爆者
- ・ 生活保護受給者
- ・ 支援給付を受けている特定中国残留邦人
- ・ 海外からの引揚者で引揚げから5年以内のもの
- ・ ハンセン病療養所等に入所していた者
- ・ DV被害者のうち婦人保護施設での保護が終了した日から5年を経過していない又は裁判所が決定した保護命令が効力を生じた日から5年を経過していないもの

2 施行期日

改正される公営住宅法及び同法施行令が施行される平成24年4月1日から施行しようとするものです。